

【研究ノート】

アメリカの新農業法とその影響

—批判的見解を中心に—

三石 誠司*

1996年4月4日に成立したアメリカの新農業法（Federal Agricultural Improvement and Reform Act of 1996）は、この11月で7か月を経過したことになる。新農業法成立に至る経緯とその影響に関しては、これまでも幾つかの紹介がなされてきている¹⁾。本稿では、こうした新農業法成立当時に予想されていた様々な見解に対し、新農業法成立7か月を経て概ね一定の方向が出揃ったと思われることから、1) 新農業法に関するこれらの見解を集約し整理するとともに、2) 1996年4月以降のアメリカ農業の実態がどのようなになっているのかという点について、新農業法の影響を踏まえつつ飼料穀物の需給を中心に検討する。このため、以下、1) 新農業法の概要、2) 新農業法に対する主要な批判、3) その後のアメリカ農業の状況、という3点について検討を行なうこととする。

1. 新農業法の概要

新農業法は全体で9つの章（タイトル）から構成されているが、その主な内容は以下のとおりである²⁾。

- (1)適用期間は1996年から2002年までの7年間であること。
- (2)小麦、飼料穀物、米、綿花について、これまでの農業法では認められていた不足払い制度および減反計画を廃止したこと。
- (3)農家に対する直接支払いを新制度として導入したこと。
- (4)原則として、野菜、果物を除いたすべての作物の作付を可能としたこと。
- (5)融資単価の上限は1995年水準とした上で、現行の価格支持融資制度を継続すること。
- (6)毎年の支出上限は設定するものの、現行の輸出奨励計画（EEP）は継続すること。
- (7)土壌保全計画（CRP）は継続すること。
- (8)当面（2年間）の間、フードスタンプは継続すること。

こうした内容の新農業法により、一言で言えば、これまでの生産調整を中心とした穀物

*全国農業協同組合連合会総合企画部企画課調査役

等の供給管理は廃止され、供給に関する調整はすべて市場メカニズムに委ねられることとなった。

アメリカ政府（というよりは上院下院の両議会での多数を占めている共和党）としては、新農業法により、財政負担を削減することが可能となったばかりでなく、農家に対し作付の自由を保証することにより、史上最低の穀物在庫³⁾を背景に高騰した穀物価格を農家が充分に享受できるようなインセンティブを与える仕組みを作り上げたものであると言えよう。更に、輸出奨励計画をはじめとする輸出関連の制度については現行の仕組みを温存したことにより、国際市場において最も「儲かる」作物を農家が自由に作り、それを輸出するという流れを確立することを意図したものと考えられる⁴⁾。

2. 新農業法に対する批判

以上のような特徴を持つアメリカの新農業法については、これまで、農業団体だけでなく、一般の評価も高いものであると伝えられてきた。しかしながら、現実には批判も多くそれを整理すると以下の5点に集約される。

第1は、国際穀物市場におけるアメリカの供給管理責任放棄について問題ありとするものである⁵⁾。これは、日本のような農産物輸入の大半をアメリカに依存している国にとっては特に深刻な問題であると思われる。

現在、世界の穀物貿易に占めるアメリカのシェアは、米を含む穀物全体の総貿易量1億9,560万トンのうち、8,330万トン（43%）に達している。粗粒穀物については、総貿易量8,650万トンのうち5,600万トン（65%）がアメリカからの輸出に依存している状況である⁶⁾。日本に至ってはアメリカに対する輸入依存度が世界水準をはるかに上回っており、今回の新農業法によるアメリカ農政の方向転換は、今後の日本の食糧および飼料穀物輸入に極めて大きな影響を及ぼすことになるであろうことは想像にかたくない。

アメリカの農業政策は歴史的にも「世界のパン籠」としての需給調整機能、即ち国際穀物市場における実質的な供給管理責任を担っていた。特に、過剰農産物の対外援助や減反政策を通じて、国際穀物市場の価格変動を最小限に抑えることにより、「アメリカの農業政策」イコール「世界の農業政策」に近いとでもいうべき多大な影響を世界各国に与えてきた。日本のような農産物輸入国にとっては農産物の安定的供給国としてのアメリカの存在があったからこそ、常に必要なだけの穀物を充分に輸入することができたのである。

こうした「世界のパン籠」としての役割には多額の財政支出がともなうが、もはやこれ以上の財政支出は耐えられない、「世界のパン籠」を維持するコストは、あくまでも市場原理に基づいた上で決定されるべきであり、アメリカのみがこうしたコストを負担すべきで

はないということを今回の新農業法は明確に示したと言えよう⁷⁾。

このため、日本を含む多くの輸入国にとっては、従来ほとんど予想もしなかった国際穀物市場における供給安定化のためのコストについて、今後は自ら負担せねばなくなる。また、市場原理により作付そのものが変動することが考えられるため国際穀物市場が従来よりも不安定化することも胆に命じておかざるを得なくなった訳である⁸⁾。

しかしながら、このようなグローバルな意味での供給責任については、単にアメリカ国の問題として取り扱うべきではなく、「1億7,000万haに及ぶ米国の耕地は地球上の貴重な生産資源だといった認識こそが今こそ求められているのかもしれない」⁹⁾ といった指摘がなされている。さらに、全てを市場メカニズムに委ねるという考え方に対しても、アメリカ国内市場依存型の農業については必ずしも新農業法による好況のシナリオが適用できるわけではないといった批判¹⁰⁾ や、経営体力の脆弱な中小家族農場を危機的状況に追い込むものであるといった批判¹¹⁾ など、少なからぬ疑問が提示されている。

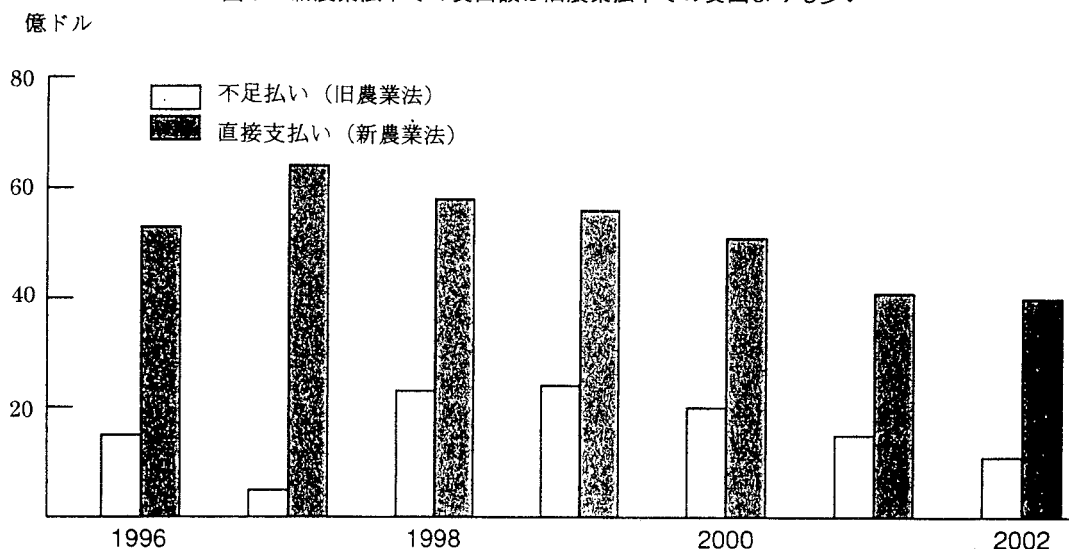
第2に、財政削減手法の一環として成立した新農業法ではあるが、その支出額については、少なくとも短期的には、従来の不足払い制度における支出額よりも大幅に減少するものではないという問題が指摘されている。しかも、こうした見解は新農業法を執行する立場にあるアメリカ農務省内部からも出されているところにも問題の複雑さが伺える。

アメリカ農務省発行の『Agricultural Outlook』1996年8月号に発表された「1996 Farm Act Impacts: An Early Assessment」には、「旧農業法（1990年農業法）を継続して実施した場合の政府支出の額よりも、新農業法のもとでの政府支出は増大することが予想されている」¹²⁾ という記述が見られる。さらに「支出増大の主たる理由は、農家に対する直接支払いの増加である。特に、新農業法適用初年度である今年については、適用のタイミングの影響により直接支払いの増加にともなう農場収入の増加は総額で40億ドル程度に達するのではないかとすることも予想されている」¹³⁾ という記述も見られる。なお、恐らくは現行の目標価格からどの程度穀物価格が変動するかということを一定程度予測した上で、旧農業法と新農業法とにおける極めて明確な政府支出の比較対象グラフまでが示されているところは興味深い¹⁴⁾（図1）。

こうした批判が農務省の発行媒体にまで登場するということは、新農業法成立までの経過およびその内容に関しての議会と農務省の微妙な関係を表していると言えよう。市場メカニズムにすべてを委ねた結果、生産調整や不足払いといった伝統的な政策手段を失った農務省にとっては、残された主要な政策手段は土壌保全計画程度しかなく、いわば脱力状態のようなものが存在しているというのは言い過ぎであろうか。

第3に、新農業法には価格が暴落した場合の措置（いわゆるセイフティネット）が定め

図1 新農業法下での支出額は旧農業法下での支出よりも多い



資料：アメリカ農務省経済調査局「Agricultural Outlook」1996年8月、p.23.

られていないため、今後、こうした事態が生じた場合に経営体力の脆弱な中小家族農場がどのようになるかということについて、何の対策も明記されていないことも問題であろう¹⁵⁾。

1994年に公表された農業センサスによれば、アメリカの農場数は193万戸となっている。最近の大規模化、企業化の中で、中小家族農場の数は年々減少しているが、今回の新農業法は、その動きに拍車をかけるのではないかと懸念されている。その理由のひとつが、価格暴落時に何らの措置をとることも示されていない点である。新農業法の本質に関するこうした見解は、「農家切り捨て法だが、国際市況の高騰に酔いしれる今の農業者には、事の本質は見えない」という記事や、農家数の減少傾向が継続する中で、「収入が増え借金が減ったこの時期に離農を決断するケースが増えているという」という記事が出されていることにも表われていると言えよう¹⁶⁾。

穀物価格が上昇している間は、まだ中小家族農場にとってもそれなりの希望が持てるのであろうが、1996年秋以降の穀物相場は、コーンベルトにおいて当初懸念された早霜の被害も無く収穫期好天が続いたこと、農務省の発表でもとうもろこし期末在庫率見通しが10%の大台に乗ったということなどから、急速に価格水準を下げている。こうした状況の中で、一旦味わった高価格を忘れられず、あるいはまだまだ価格は上昇するものと思って昨年以來1年近く続いた高水準の穀物価格をベースに採算を組んだ多くの中小家族農家の試練の時が既に始まっていると思われる。

第4に、第3の点の裏返しとして、以上のような特徴を持つアメリカの新農業法は、作

付の自由化と7年間にわたる限定ボーナスである直接支払いというアメを用いて農場の大規模化と企業経営化を一層促進する結果、中小家族農場には厳しく、巨大アグリビジネスに対しては極めて好意的な立法であると考えることができる。

日本農業新聞は「新しい農業法は、農家とアグリビジネスが輸出しやすくするものだ。将来の米国農業は、海外市場に依存していくことになる」¹⁷⁾ というアメリカ農務省ムース次官の発言を紹介しているが、ここで述べられている農家とは規模拡大を行なって競争力強化を図った企業的経営を実施する農家のことを念頭においていると考えて間違いないと思われる。また、同紙は、「今、もうけているのは在庫を持つ力のある農家と、カンントリーエレベーターを買い占めているカーギルなど穀物メジャーだけだ。中小農家は好況の恩恵を受けていない」¹⁸⁾ との米国農民組合の発言をも紹介している。

こうしたコメントは、穀物価格が史上最高の水準を推移しているまさにその最中に出されたものだけに極めて重要であろう。新農業法によっていったい誰が得をしたのかという問題は、今後、十分な時間をかけて調査検討するに値する内容である。世界的なアグリビジネス企業の経営動向を見ていくことはもちろん、実質的に政府の補助金なしでは経営が成り立たず、作付が自由化されてもそもそも転作そのものが困難であるような地域において農業を営んでいる多くの中小家族農場がどのような影響を被っているかについても継続した調査がなされなければならないであろう¹⁹⁾。

第5に、いわゆるマイナークロップ（ピーナッツ、砂糖、たばこ等）に関しては、農家は依然として生産と販売において政府の許可が必要であるという現行制度がほとんどそのまま温存されたため、“Freedom to Farm”にはなっていないのではないかという点が指摘できる。

ピーナッツや砂糖のプログラムに関する詳細は、本稿の範囲を超えるため省略するが、新農業法においてもこうした分野の現行制度が維持されたままであるということは、今後、WTOにおける世界各国との協議の中で、アメリカの農業政策の整合性をめぐるひとつの焦点になっていくものと思われる。事実、「インドや中国などは、自国の自給率の維持と輸入障壁の存在について、アメリカにおけるこうした（マイナークロップにおける）助成金制度の存在を指摘して自国政策の正当化理由としている」²⁰⁾ というとも言われている。

このため、WTOの次期ラウンドにおける交渉の行方を含め、新農業法の期限が到来する7年後までに、こうしたマイナークロップに関する対応をどのようにするかについて、アメリカ政府としては厳しい意思決定を迫られていくものと思われる。「合衆国の労働力の20%近くを占めている農業およびその関連産業が、自由な取引により、最も急成長する産業になる」²¹⁾ ことができるか否か、そしてそれをいかに実行するかが、真に問われるという

ことであろう。

最後に、以上の5点に加えて、新農業法の環境保全に対する影響についても考慮しておかねばならない。今後、新農業法のもとで、土壤保全計画の期限切れにともない毎年多くの農地が自由化されるが、市場メカニズムだけを頼りにした作付が実施された場合に、アメリカの生産資源は耐え切れるのであろうかという問題がある。

もちろん、どのような土地が土壤保全計画に登録されているかによりその影響度は異なる。現在、全米で約3,600万エーカーの農地が土壤保全計画に登録されているとはいうものの、すぐにでも生産に回帰可能な土地がどの位存在するのかについてその詳細は不明であるため、環境への直接の影響について断定することは難しい。

土壤保全計画の期限が切れた農地に対しては、再登録されるか生産地として再び活用されるかを選ぶことが可能であるが、農家としては、現在の穀物相場の動向を見守りながら、再登録をしてレンタル料を確保するか、あるいは最も高く販売可能と思われる作物を作付けるかについて、思いを巡らしているといったところであろう。

3. その後のアメリカ農業について—飼料穀物を中心に—

1996年10月11日に発表された10月1日時点の主要穀物需給見通しは、とうもろこし、マイロ、大豆について生産量及び期末在庫数量が事前予想を上回って増加した結果、穀物市場に対して大きな売り圧力を提供した。1996/97年度産とうもろこしの期末在庫数量は9億300万ブッシェル、期末在庫率は10.6%となり、1996年春先から夏場にかけて前年度産の期末在庫率が3～4%台と発表され注目を浴びていたことに比べれば、「余裕」すら感じられる発表内容であった。

この結果、既に8月下旬から10月上旬にかけて60セント／ブッシェル近く下落し続けていたとうもろこしのシカゴ定期（新穀12月限）は、もう一段の下げを達成し、10月中旬以降多少の変動はあるものの、270セント／ブッシェル前後の動きを続けている。

一方、主要生産州におけるとうもろこしの収穫進捗率は10月20日現在で30%と、昨年54%、平年の46%に比べていずれも遅れた展開となっている。昨年冬から今年の夏場までの間に1ブッシェルのとうもろこしが5ドル以上に達するという史上最高のマーケットを経験した農家としては、現在の相場水準ではとても新穀を販売する気にはなれないものと思われ、農家販売の停滞が継続する気配も濃厚である。また、豊作ではあるものの、収穫作業の遅れも加わり、市場関係者の間では大きく相場が崩れることは難しいという見解が有力になりつつある。

以上述べてきたように新農業法のもとでの初めての穀物生産は概ね順調に推移してきた

と言えるが、最後に、先の新農業法批判を踏まえた上で、今後の動向を検討する上でのポイントをいくつか指摘しておきたい。

第1に、需給については、とりあえず今シーズンは無事に終了したというレベルであり、依然としていわゆる安全在庫といわれる水準には達していないということを忘れてはならない。粗粒穀物の安全在庫水準は市場関係者の間でも概ね2割程度が必要であるというのが一般的な考えである。アメリカ産とうもろこしの期末在庫率見通しはようやく10%台半ばに近づこうとしているに過ぎない。来年度産の作付・生育・収穫が順調に推移した場合には、期末在庫率も更に上昇する可能性があるが、最近の価格低下により国内需要が急速に増加した場合には、昨年度末と同じような状況が再び到来する可能性が十分に存在するということも否定できない。今のところ南半球生産国のアルゼンチンや南アフリカの作付は順調に推移している。一方、9月以降のアメリカ産とうもろこしの輸出数量は、夏場までの高価格の影響により昨年同時期を大きく下回っている。今後、価格低下にともないアメリカ国内需要が増加した場合には、南半球の生産動向に期待を寄せる形で輸出の減少により相殺されている現在の需給バランスが、再び逼迫することも充分に考えられるため、最近の相場下落により穀物危機は去ったと考えるにまだまだ早いのではないであろうか。

第2に、新農業法における作付の自由化がどの程度効果的に作用するかについては、1997年以降の状況を継続して見てみないと何とも言えないというのが正直なところであろう。法案が成立した1996年4月4日時点ではすでにとうもろこしの作付が開始され、4月の末には主要州で22%（前年9%、平年16%）と、かなりの進度で農作業が進展していたし、その背景には需給逼迫による懸念が大々的に唱えられていた。農家としても早い段階で現金化が可能なとうもろこしの早稲種の作付けを行なう環境が整っていたと言えよう。

また、現実問題として、法案成立後、農家はその詳細な内容を充分に吟味してそれを自らの作付に活用していくまでには多少の時間が必要である。1996年の場合には、初めての経験ということで試行錯誤の面が存在した点は否めない。市場の動向が変化した場合、即座に作付を変更するといったような対応が可能になったという新農業法の利点を生かせる場面は、新農業法成立直後には極めて少なかったのではないと思われる。

しかしながら、1995/96年度の穀物相場（特にとうもろこし相場）は、投機資金の流入の影響もあり、久方振りにダイナミックなものとなった。農家がこうしたレッスンを新農業法のもとでどのように生かすかが真に問われるのは来シーズンの作付からであろう。そして、その結果が新農業法自体への最終的な評価へと繋がっていくことになる。

最後に、『Agricultural Outlook』の表現を借りて、「農家は、96年農業法のもとでは、市場のサインに対してより完全に対応しなければならない。新農業法のもとでは、政府の農

業計画が吸収する価格リスクは従来より少なくなったため、生産者の収入は各年の需給状況により大きく変動することになる。このため、多くの農家にとって価格変動リスクをいかに管理するかということが一層重要となる」ということを指摘しておきたい。

こうしたリスク管理手法のひとつとして、新農業法でも作物保険の改定を含む幾つかの条項が設定されている。今後、農家はますます生産者であると同時に経営者になり切らねば生きていけなくなり、市場取引のルールである法的なフレームワークからもそれを強いられてきているというのが、アメリカの新農業法が農家に与えた重要なメッセージの一つであろう。

先物市場を利用したヘッジのメカニズムに習熟するだけでなく、こうした作物保険に代表されるような新たな制度をいかに有効に活用することができるかが経営者としての農家のパフォーマンスを決める大きな要素となっていくことは間違いない。もちろん、こうした制度の普及活動が行政によっていかに迅速かつ広範に行われるかによっても農家の習熟水準や制度の効率性は異なっていくことになる。

現在までの状況から判断する限り、新農業法が示した自由とは、最終的には自立した農場経営者としての農家を支援する方向であり、この方向に適合できるか否かにより、今後のアメリカ農家の明暗は分かれていくのではないかと考えられる。(1996年11月3日執筆)

注

- 1) 例えば、比較的入手し易いと思われる日本語によるものだけでも以下のものが挙げられる。

伊東正一「輸出競争力の強化を目指すアメリカの新農業法」『農業と経済』1996年9月、pp.17～24。

薄井寛「経済教室：穀物高に乘じ米戦略転換」『日本経済新聞』1996年6月21日。

薄井寛「憂慮される米国新農業法の影響～わが国の食の有り様を問う好機にも」『農業と経済』1996年9月、pp.33～40。

近藤勇雄「1996年連邦農業改善改革法の概要」『輸入食糧協議会報』1996年6月、pp.25～34、同7月、pp.44～50。

佐々木敏夫「アメリカ新農業法の成立事情と問題点」『農業情報』No.394号、1996年7月、pp.2～42。

全国農業協同組合中央会「国際市場へどう影響を与えるのか米国の新農業法」『国際農業・食料レター』第12号、1996年5月、pp.1～2。

立岩寿一「新農業法とアメリカ農業」『農業と経済』1996年9月、pp.25～32。

辻山弥生「アメリカの96年農業法—その経緯及び概要—」『農業観測と情報』、1996年8月、pp.25

～28。

服部信司「アメリカの新農業法（講演要旨）」『全国農業協同組合中央会国際部国際関係資料』No.128、1996年6月。

堀口明「新農業法の概要と米国農業」『畜産の情報（海外編）』1996年5月、pp.43～52。堀口健治「新農業法に至る農産物市場の動向とアメリカの国際農産物戦略」『農業と経済』1996年9月、pp.5～16。

なお、本稿執筆時点（1996年11月）で最新のものとしては、

農林中金総合研究所「アメリカの米産業と96年農業法」『総研レポート』8基礎研、No.3、1996年9月、pp.58～85。

2) ちなみに9つのタイトルとは、

1) 農業市場移行法、2) 農産物貿易、3) 保全、4) フードスタンプ計画、5) 農業振興、6) 農業信用、7) 農村開発、8) 研究普及と教育、9) その他、となっており、特に1) 農業市場移行法が最大のポイントとなっている。

3) 1995/96年度産（9～8月）のとうもろこしを例にとってみれば、その期末在庫（1996年8月末時点）は史上最低水準となることが今年の初め頃から注目を浴び始めてきていた。新農業法成立直後の4月11日にアメリカ農務省が発表した4月1日時点の在庫数量見通しは前月、即ち新農業法成立直前の4億1,200万ブッシェルから3億6,700万ブッシェルへと下方修正された結果、在庫率もわずか4.3%へと低下した。その後、新穀の作付や生育動向をにらみながら農務省の発表数字はわずかながら変化したが、7月12日の発表では、在庫率は3.7%まで低下し、10月11日発表時点では、4.8%となっている。

一方、新穀（1996/97年度産）については、7月12日発表時点では在庫数量6億6,700万ブッシェル、在庫率7.6%と発表されていたが、その後少しずつ改善し、10月11日発表では在庫数量9億300百万ブッシェル、在庫率10.6%という水準まで回復してきている。いずれにせよ、昨年後半以降、1996年7～8月にかけて、新穀の生産量が一定程度確保できるという見通しが立つまでは、1970年代の穀物危機の時よりも低い期末在庫率をめぐる市場はほぼ一本調子で急騰してきたことが、農家に対し、最も高く販売できる作物を自由に作付することができるといった点でアピールした点は大きいと考えられる。

4) 例えば、飼料穀物の代表である、とうもろこしについては、1995/96年度の作付面積が7,120万エーカーであったにもかかわらず、1996/97年度の作付面積は7,960エーカーへと10%以上の拡大を示している。これは、

1) 昨年度には7.5%の減反が課されていたこと、

2) 昨年は春先の作付時期に天候が不順であり実際の作付面積は当初予想より少なくなったこと、

- 3) 昨年秋以降、史上最低の穀物在庫率を背景に穀物価格が急騰してきていたこと、といった諸要因が、今回の新農業法による作付自由化、そして需給逼迫と結び付いた顕著な例であろう。
- 5) 薄井寛「前掲論文」『日本経済新聞』および同『農業と経済』などに主として述べられているポイントである。
- 6) USDA, Grains : World Markets and Trade, Oct. 1996. p.5.
- 7) これは、ある意味では外部不経済の内部化という問題と同質であると捉えることができよう。従来アメリカ政府が負担してきた（外部不経済の）コストを日本を始めとする輸入国やアメリカ国内の生産者が負担する（内部化）することにより、適正な資源分配が可能になる、という訳である。但し、コストを負担してきたことによって一定の便益も受けてきていた訳でもあるため、財政赤字や貿易赤字といったものが存在しなかったとしたら、はたして今回のような新農業法が成立したかどうかについては、検討の余地があろう。
- 8) この点について、辻井博「アメリカ新農業法の影響」『農業と経済』1996年9月、p.3では、「環境問題を惹起はするが、中期的には国際市場を逆に安定化するのではないかと考える」という見解が発表されている。この見解は巻頭言としてのコメントでもあることから、国際穀物価格の安定性の根拠については詳細には述べられていないが興味ある内容ではある。
- 9) 薄井寛「前掲論文（憂慮される米国新農業法の影響）」、p.32。
- 10) 立岩寿一「前掲論文」、p.26。
- 11) 農林中金総合研究所「前掲論文」pp.82～83。
- 12) Young C. & Westcott P.C., "1996 Farm Act Impacts : An Early Assessment", USDA, Agricultural Outlook, August 1996, p.24.
- 13) Young C. & Westcott P.C., 「前掲論文」p.24。
- 14) あくまでも『視覚的に』という意味でとらえた方がよいであろう。その理由は、今後7年間の不足払いコストの予想総額を含めて、作成されたグラフにおける数字の根拠が明示されていないことである。
- 15) もっとも、クリントン政権は中小家族農場を重要な支持基盤のひとつとしているため、すべてを市場メカニズムに任せただけではなく、価格の下支え的な要素として短期融資制度と土壤保全計画の継続を認めている。また、1949年農業法を恒久法として残したことは、同法が価格支持政策を基本としていることから、新農業法の期限が切れた時点、即ち7年後の需給状況次第で価格支持政策が復活する可能性が全くないことではないといった含みであるとも見ることもできる。
- 16) 『日本農業新聞』。引用部分の前者は、同紙1996年6月13日付、ミネソタ農民組合のベティ・タカ広報担当課長の発言として掲載されており、後者は、同紙1996年6月18日付、いずれも、「シリ

ーズ明日を創る第5章米国農業の光と影」。

17) 『日本農業新聞』1996年6月20日。

18) 『日本農業新聞』1996年6月19日。

19) こうした事例としては、特にカリフォルニア州における米作農家の対応や感度を詳細に調査する必要がある。最近の文献としては農林中金総合研究所「前掲論文」参照。また、ルイジアナ州立大学準教授である M. Salassi 氏等の研究によれば、新農業法は米生産者と米精米業者との価格交渉に大きな影響を与えるであろうと伝えられている。新農業法のもとでは、米の生産者は従来通りの作付を行わなくても政府から直接支払いが受けられるため、一定量の集荷が必要な精米業者は、これまでのように収穫後に価格交渉をするのではなく、生産者に対し、シーズンの最初にやや高めの集荷価格を提示せざるを得ないのではないかというものである。

(この内容は、Michael E. Salassi and Josephe A. Musick, “1996 Farm Bill Debate and its Implications for Southern Rice Production” に基づくものであるが、出典、掲載年月等の確認が出来なかったため参考として紹介する)。

20) Avery D.T., “Limited Freedom to Farm”, Journal of Commerce, July 5, 1996.

21) Avery D.T., 「前掲記事」。